

救急医療情報シート整備事業実施要綱

(目的)

第 1 条 本事業は、救急医療情報シート（以下「シート」という。）の配布を通じて健康面等に不安を抱えながら在宅生活を送る方々の安心づくり（不安軽減）を促進するとともに、自治会区における体系的な見守り・支え合い活動に取り組む、また充実を図るきっかけとし、小地域でのセーフティネット機能の強化に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 隠岐の島町内に居住する概ね 75 歳以上の高齢者、障がいのある者、その他持病等によりシートを希望する者とする。

(配布物)

第 3 条 配布物は、次の各号のとおりとする。

- (1) 救急医療情報シート（様式第 1 号）
- (2) 冷蔵庫外面貼付用マグネット

(申請)

第 4 条 シートを希望する者は、自治会区等の代表者を通じて、「救急医療情報シート申請書（様式第 2 号）」により、本会に申請しなければならない。

(配布)

第 5 条 前条の申請があった場合は、必要数のシートを無償で配布する。

2 前項による配布は、原則自治会区等を通じて配布されるものとする。

(名簿の登録)

第 6 条 本会は、前条の規定によりシートを配布した者を「救急医療情報シート配布者名簿（様式第 3 号）」に登録し、その情報を隠岐広域連合消防本部に提供する。また、次の各号に掲げる機関・団体から請求があった場合には情報提供できるものとする。

- (1) 隠岐の島町
- (2) 隠岐の島警察署
- (3) 担当地区民生児童委員
- (4) 自治会区等
- (5) その他、情報提供が必要と会長が認める機関・団体等

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、隠岐の島町社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。